

CMcard利用契約書

利用者（以下「甲」という）と、DPRO SHOP（以下「乙」という）とは、甲のCMcard利用に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。なお、CMcard（以下、「業務」という）遂行に関する事務取扱の細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上取り決めるものとする。

第2条（業務の内容）

1 甲は、次に定める業務の全部または一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) LINE公式アカウント制作
- (2) LINE公式アカウント運用
- (3) youtubeチャンネル制作
- (4) 動画制作
- (5) 動画撮影
- (6) 名刺制作 等

2 甲または乙は必要があるときは業務の内容、実施方法等の変更および追加を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議の上、業務の内容、実施方法、手数料などを改めて決定するものとする。

第3条（注意義務）

乙は、甲から乙への業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって業務を遂行するものとする。

第4条（手数料および支払方法）

1 甲は業務に係る手数料を乙に支払うものとする。

2 第1項の手数は、個別業務ごとに甲・乙協議して制定し、乙が発行する申込書を甲が記入と捺印の上、乙へ提出することで決定する。

3 第1項の手数は、翌月分とし、甲は、前月末日までに乙が別途指定する口座に手数料を振込んで支払うものとする。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。また、指定日が金融機関の休日にあたる場合、支払いは前営業日とする。

第5条（資料等の貸与・保管・返却・廃棄）

1 甲は業務の遂行上必要な資料等（以下「資料等」という）を乙に貸与し、また業務遂行上必要な情報を告知するものとする。

2 乙は甲より貸与された資料等を善良なる管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。

3 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。

4 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第6条（秘密保持）

甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

第7条（個人情報の管理）

1 乙は、本件業務の履行に際し甲から開示を受け又は知り得た個人情報を機密情報として厳に秘密として取り扱い、甲の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示せず、また本件業務の履行目的外に、個人情報にアクセスし、使用しないものとする。

2 乙は、個人情報の紛失、不正なアクセス、破壊、改竄及び漏洩を予防するために合理的な安全対策を実施するものとする。

3 乙は、本件業務が終了した場合及び甲からの指示があった場合には、直ちに、開示を受けた個人情報を、甲の指示に基づき、再生不可能な形で消去するか、又は甲に返還するものとする。

4 乙は、個人情報の管理責任者を定め、その下で本契約書の内容の周知徹底、実行のために必要な社内規則の整備及び社員教育を実施する。

5 乙は、本件業務の遂行に際し甲から提供を受け又は知り得た個人情報に関して顧客その他の第三者との間で紛争が生じた場合には、甲の協力を得ながら自己の責任と費用において当該紛争を処理解決するものとする。

第8条（反社会的勢力の排除）

1 甲および乙は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為

第9条（事故処理）

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第10条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第11条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約成立の日から1年間とする。ただし、本契約の有効期間満了の日から2か月前までに甲乙いずれから何ら書面による申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第12条（解約）

- 1 甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう出来る限りの配慮をするものとする。
- 3 年払い契約の場合の途中解約についての返金はないものとする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第14条（合意管轄）

甲および乙は本契約および本契約に基づく個別契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意したものとする。

第15条（契約の成立）

本申込書を乙が受領後、乙が内容確認を行い、了承したときに契約が成立したものとする。

DPRO SHOP

〒811-2204
福岡県糟屋郡志免町田富 1-17-7

TEL: 092-936-7215